



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.27-5 2016.5.6

上川アダプトクリーンウォークに参加しました

4月10日(日)本年度1回目の「茅野市上川アダプトプログラム」が行われ、朝8時30分より社員17名が参加し、恒例となった地域貢献活動に汗を流しました。

御柱祭の山出しが終わった直後と言うこともあり、大量のゴミが落ちていると思っていましたが、例年よりも落ちているゴミも少なく、御柱祭に参加した方々のマナーの良さに関心しました。

また、クリーンウォークに合わせて、会社近くの主要道路歩道のゴミ拾いを行いました。“たばこの吸い殻”が随所に落ちており、こちらについては、一部の喫煙者のマナーの悪さに憤りを感じました。マナーを守って、みんなが気持ち良く生活できたらいいなと思いました。

本年度は、あと7月と10月の2回、クリーンウォークが行われますので、続けて参加する予定です。



カレンダー

2016年5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2016年6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

< 御柱祭の日程 >

里曳き: 上社...5/3~5/5、下社...5/14~5/16

当番制出勤日

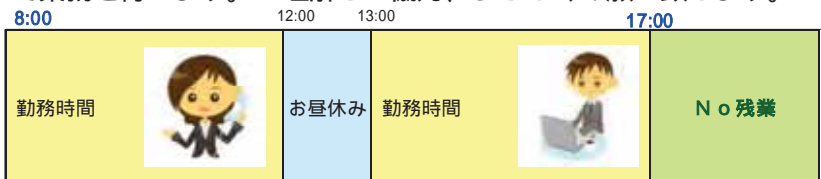
サマータイム5月2日(月)開始

今年も当事務所ではサマータイム・ノー残業・クールビスを実施します。

サマータイム期間: 5月2日(月)から9月30日(金)まで

今年は昨年よりさらに半月程早く実施することとなりました。

“サマータイム”は8時始業・17時終業とし、朝、頭が冴えた状態から業務に取り組みます。また“ノー残業”により、効率良く時間内に業務を行えるよう取り組みます。そして“クールビス”ではノーネクタイなどの軽装にて、エアコンの使用を控えめにし、業務を行います。ご理解とご協力、よろしくお願い致します。



必要に応じて早朝勤務も行います
(朝6:45 または 7:15 より業務開始)

平成 28 年度 税制改正 法人関係

固定資産税の設備投資減税

「中小企業等経営強化法案」が、4月15日に参議院本会議を経過しました。法律案の概要の中に、中小企業・小規模事業者等による経営力向上のための取組の支援として、固定資産税の設備投資減税が定められています。

(本法案は平成28年度税制改正大綱では「中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)」とされていました)

固定資産税の設備投資減税とは、「中小企業等経営強化法」の制定を前提に、中小企業者(資本金1億円以下等、大企業の子会社を除く)が、同法に規定する経営力向上計画に基づき、一定の要件を備える機械装置を取得した場合、その機械装置に係る固定資産税の課税標準を2分の1に軽減する制度です。

【対象者】

「中小企業等経営強化法」に定める「経営力向上計画」を作成し、事業所管大臣の認定を受けた中小企業者。

【対象となる機械装置】

販売開始から10年以内のもの

旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの
1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

【適用時期等】

「中小企業等経営強化法」施行日以後、平成31年3月31日までの間に対象となる機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税の課税標準が2分の1に軽減されます。

H28年度 H29年度 H30年度 H31年度 H32年度 H33年度



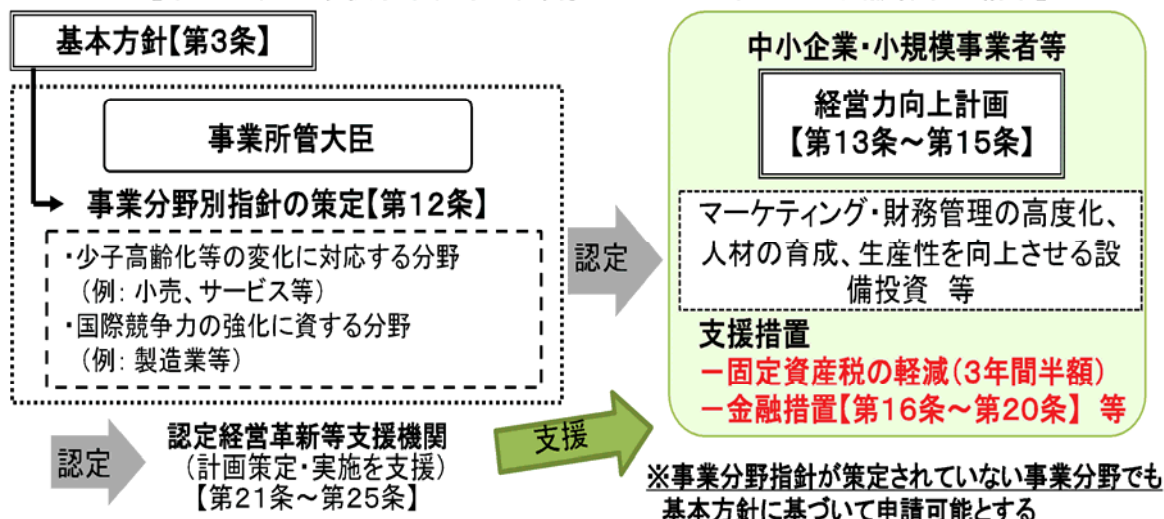
例えば、平成28年中に取得した設備は、平成29年1月1日時点で所有する資産として申告され、平成29年、30年、31年度の3年間が適用になります。

赤字法人もコスト削減に有効です。赤字法人にも課される固定資産税を軽減することで、赤字比率の高い中小企業の設備投資意欲を高める効果が期待されます。

中小企業等経営強化法とは

法律の概要

【中小企業・小規模事業者等の経営強化のための総合的な支援体制の構築】



事業分野の特性に応じた支援（事業分野別指針の策定）

国は基本方針に基づき、事業分野ごとに経営力向上のための取組等について示した「事業分野別指針」を策定する。その指針を通じて新たに認定する「事業分野別経営力向上推進機関」と連携して、中小企業・小規模事業者等の経営力向上に係る優良事例をわかりやすく提供する。

中小企業等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画（経営力向上計画）について、国の認定を受けることができる。

中小企業・小規模事業者等は認定を受けることにより、3年間の固定資産税の軽減や金融支援等の措置を受けることができる。

商工会議所・商工会・金融機関・税理士等は、認定支援機関として、経営力向上計画の作成等を支援する。

経営力向上の事例

サービス業における取組(例)

売上、予約状況等の情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有。細やかな接客や業務の効率化による収益向上を実現。



製造業における取組(例)

自動化された工作機械を導入しつつ、従業員の多能工化を促進し、一人で管理できる工作機械を増やし、収益力の向上を実現。



中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例の見直しと延長

中小企業者が取得した30万円未満の減価償却資産(年間取得合計300万円を限度)を全額損金算入(即時償却)出来る措置は、中小企業のマイナンバー制度への対応や消費税率の引上げに対する設備導入を支援するため、適用期限が2年延長されます。ただし、従業員1,000人超の法人は対象から除外されます。

	取得価額	償却方法		
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	本則	
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却(注) (残存価額なし)		合計300万円 まで
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)		

(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

【対象者】

青色申告法人である中小企業者又は農業協同組合等。

中小企業者・・・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人(大規模法人の子会社は除く)または資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

【対象資産】

取得価額が30万円未満の減価償却資産

- ・取得価額とは、購入対価に引取運賃、取付け費用などの付随費用を加算した価額
- ・30万円未満であるかどうかの判定は通常取引される単位、1台、1組、1式等で判定
- ・少額減価償却資産の取得価額の判定は、消費税の会計処理(税込経理方式、税抜経理方式)によって異なる
- ・有形、無形減価償却資産の他、所有権移転外リース取引により取得をした資産、中古の資産も対象

【適用時期等】

平成30年3月31日までの間に対象資産を取得等し、事業の用に供した場合に適用を受けることができます。

(北原隆幸・原剛志)

熊本地震の災害義援金等に係る税制について

平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地方を震源とする最大震度 7 の地震以降、熊本県・大分県を中心に相次いで地震が発生し多くの被害が出ています。熊本地震で被災された多くの方に心よりお見舞い申し上げます。



被災された方々を支援するため、さまざまな団体が義援金を受け付けていますので、今回は、この義援金の税務的な取扱いについて説明します。

ふるさと納税を利用した災害等寄附

ふるさと納税は、返礼品で注目を浴びていますが、被災自治体へ直接寄附することができるという面でも優れた制度です。“ふるさとチョイス”“さとふる”といったふるさと納税ポータルサイトでは、現在熊本地震への被災自治体への寄附の窓口があります。また、熊本地震で被災した自治体を支援するために、ふるさと納税の受付を代理している自治体も多くなってきています。クレジットカード決済で簡単に寄附をすることができるのも寄附の促進につながっているようです。ワンストップ特例納税制度を利用

することで確定申告も不要となります。

高額な返礼品が疑問視されていたふるさと納税ですが、災害支援に非常に役立っています。

ふるさとチョイスでの寄附状況

災害寄附受付自治体
合計寄附

735,393,975 円
30,318 件

2016年5月2日 8時55分現在

ふるさと納税は、所得税の寄附金控除が受けられるほか、住民税で税額控除も受けられます。

日本赤十字社などへの寄附もふるさと納税の対象寄附金に

「県の災害対策本部」「日本赤十字社」「中央共同募金会」「企業など募金をとりまとめる団体」でその義援金が最終的に国や地方団体に拠出されるものであれば、ふるさと納税に係る寄附金として認められます。

ただし、ワンストップ特例納税制度を利用することができず、確定申告が必要となります。その際には、領収書の添付が必要となりますが、場合によっては振込受領証などでも申告できます。

認定NPO法人などへの寄附は寄附金特別控除も適用可能

被災地域の救援活動等を行っている認定NPO法人や、一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人に対して寄附をした場合には寄附金控除又は、寄附金特別控除（税額控除）が受けられます。

職員コラム ～ 歴史を引き継ぐ ～ 中村 良江

4月に2名の新入職員を迎え、研修や業務指導を1ヶ月行ってきました。初々しく緊張した面持ちだった2人が確実に仕事を覚えて、いずれは自信を持って関与先にご訪問して、関与先の方々のお役に立てる、一人前になってくれる日を心待ちにしているところです。社会人となり、数多くの業務を覚えこなしていくことは、過去の自分の姿を振り返っても、大変だったと思い起こされます。私自身も温かく見守ってくれた関与先の皆様、先輩の力添えがあってこそ、今の自分があると深く感謝するばかりです。後輩を指導する責任の重さを感じています。



さて諏訪地方では御柱祭の真っ最中です。歴史あるすばらしい大祭ですが、ここまで長く受け継がれてきたのも、上の代から下の代への引き継ぎが大切に行われてきたからです。大きな柱を安全にかつ時間通りにたくさんの力を合わせて運ぶために、木造りから曳行、建て御柱に至るまで、様々な技術や知恵を、丁寧に受け継いできたからでしょう。先日春宮にお参りに行った際、騎馬行列の練習をしている風景に出会えました。早朝の張り詰めた空気の中、歴史が確実に引き継がれている場に直面できました。後輩を育てる責任を感じながら、今年初めて華やかな里曳きを見に行く予定で、気持ちが弾んでいます。